平成14年2月10日　第1325号　発行：湯沢町役場総務課

広報ゆざわ

湯沢町町民憲章

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう







講師の町田　誠氏
（町田建設㈱代表取締役）



1月30日（水）、かぐら・みつまたスキー場において、雪崩による遭難者の救助技能講習会が行われました。

各スキー場関係者など約40名が参加。レスキューポール（捜索測深器具。雪に刺して、埋没者の感触を得る。）による捜索方法などを体験したほか、雪崩についての講習を受けました。

さて皆さん、雪おろし中の事故には、十分注意し、安全な作業を心がけてください。作業前には、必ず家族に一声かけましょう。

また、側溝に大量の雪を入れたために下流でつかえて水が溢れ、思わぬ被害を及ぼした例もあります。注意しましょう。

主な内容

・所得税住民税の申告・・・・・・・・・・2
・4月から国民年金制度が変わります・・3
・町の奨学金貸与と就学援助・・・・・・4
・市町村合併情報・・・・・・・・・・・5～7
・農業用免税軽油の免税証を交付します・8
・児童手当について・・・・・・・・・・・9
・湯沢町臨時職員登録者募集・・・・・・10
・おしらせ・・・・・・・・・・・・・・11～12

所得税・住民税の申告

2月18日から3月15日まで

◆ 申告相談日程 ◆

月日		対象地区	時間	会場
2月	18日（月）	小原・中子・一之町	9：00～16：00	湯沢町役場3階大会議室
	19日（火）	宮林・添名・駅通		
	20日（水）	原新田・原・上中		
	21日（木）	田中・小坂・楽町		
	22日（金）	堰場・西原・谷地		
	25日（月）	平沢・滝ノ又・下中		
	26日（火）	戸沢・谷後・幅下		
	27日（水）	七谷切・旭原・諏訪		
	28日（木）	芝原・萩原・愛宕		
		税務署による所得税・消費税申告相談	10：00～15：00	3階第1会議室
3月	1日（金）	栄町・中里・堀切	9：00～16：00	3階大会議室
		税理士による還付申告無料相談	10：00～15：00	3階第1会議室
	4日（月）	八木沢・古野1・湯元	9：00～16：00	3階大会議室
	5日（火）	大島・古野2・布場		
	6日（水）	三俣2・松川・滝沢		
	7日（木）	三俣1・土樽・西中		
	8日（金）	二居・岩原高原・西山		
	11日（月）	浅貝・土樽スキー場・下熊野		
	12日（火）	上熊野・東電・石白・湯鉄神立		
	13日（水）	全町（上記の日に申告できなかった人）		
	14日（木）			
	15日（金）			

この3日間は、大変混み合いますので、できるだけご自分の相談日においでください。なお、税務署から日時・会場の指定を受けた方は、必ずそこで相談してください。

確定申告は自己記載で

所得税は、各人が自分の所得金額とそれに対する所得税額を正しく計算して申告し、その所得税額を自発的に期限内納付するという制度を採用しています。

確定申告をしなければならない方が申告しなかったり、誤った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税が課され、さらに延滞税も納めなければなりません。

申告書等は、役場の税務課にも用意してありますので、自分で書いて確定申告しましょう。

【問い合わせ】
小千谷税務署
TEL 0258・83・2093

住民税の申告

平成14年1月1日現在、湯沢町に住んでいた人は、申告が必要です。ただし、税務署に平成13年分の確定申告書を提出した人、平成13年中の所得が給与のみで年末調整済みの人は必要ありません。（13年途中で就職・退職した人で年末調整をされていない人、雑損控除、医療費控除等を受けようとする人は申告が必要です。）

◆申告相談に必要なもの

①印鑑及び預金通帳等口座番号のわかるもの
②給与所得者及び年金受給者の方は源泉徴収票
③事業をしている方は収支明細書及びその資料
④不動産や配当所得、その他の収入のある方はその資料
⑤各種控除を受ける方は、そのための領収書や証明書
⑥農業所得のある方は「所得のお知らせ」又は収支内訳書

なお、住民税の申告書は配布しません。必要な方はお送りしますので、ご連絡ください。

【問い合わせ】
税務課住民税係
TEL 84・3452

㊟収支内訳書の記入や医療費控除のための医療費の集計をしてから、相談会場においでください。
記入・集計されていない場合、会場においてご自分でしていただきます。

4月から国民年金制度が変わります。



「国民年金の改正」と「地方分権一括法の施行」により国民年金の制度と、事務の一部が見直され、4月から主に次の点が変わります。

保険料の納付窓口が広がります。

現在、保険料納付は、役場の窓口又は町の指定金融機関が窓口となっていますが、全国の郵便局、農協、信用組合、労働金庫、銀行等で納付・口座振替（自動払込）ができるようになります。

現在、口座振替を利用している人には、平成14年3月までに口座振替内容を確認するための通知書を送付する予定です。

保険料の半額免除が始まります。

所得が少ないなど、保険料納付が困難な人のためには、保険料の免除制度がありますが、従来の「全額免除」に加えて、4月から新たに「半額免除」が始まります。所得が一定以下の人が、申請により定額保険料の半額を免除される制度で、免除の基準は、「全額免除」より緩やかになっています。

半額免除を受けた期間は、年金を受けるために必要な受給資格期間に入り、半額免除を受けた期間分の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の3分の2として計算します。なお、学生には納付特例があるので、半額免除は適用されません。

第3号被保険者の届出先が変わります。

現在、第3号被保険者（会社員や公務員に扶養されている配偶者）の届出は、住民課国保年金係が窓口となっていますが、4月からは、扶養者の勤務先が窓口となります。

扶養者が退職や離婚、死別をして、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更になるときには、住民課国保年金係へ届出をしてください。

また、次のような人は、社会保険事務所での手続きとなります。

- 第3号被保険者期間のある人が、老齢基礎年金を請求するとき。
- 老齢基礎年金の受給者が亡くなったとき。（昭和61年4月以降に受給するようになった人が対象。）

詳しくは
住民課国保年金係
（TEL84・3453）まで

納付書は、社会保険庁から送付されます。

町が行っている保険料納付業務は、4月から社会保険庁が行うことになります。そのため、納付書は、社会保険庁から送付されます。

●保険料の免除期間と受給資格期間

保険料の納付状況	納付	全額免除	半額免除	学生の納付特例	未納
受給資格期間に	入ります	入ります	入ります	入ります	入りません
老齢基礎年金額の計算に	入ります	1／3 入ります	2／3 入ります	入りません	入りません

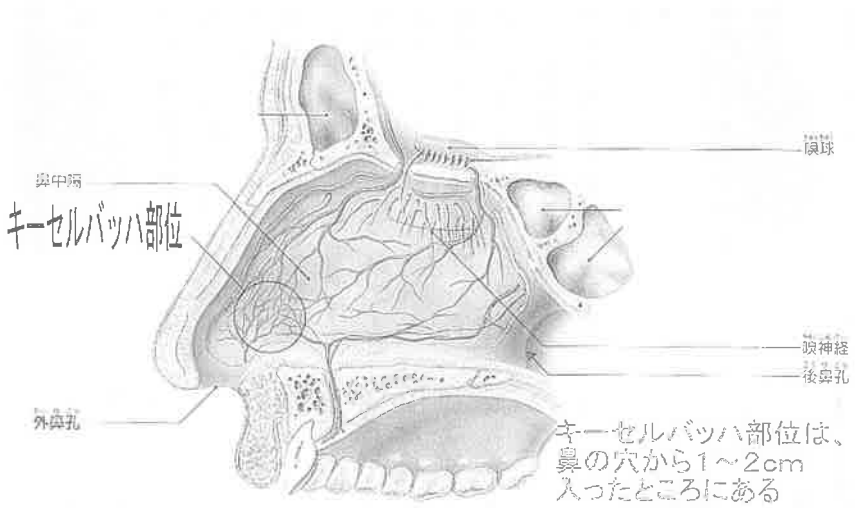
救急ミニ知識〈18〉 ～鼻出血について～

鼻出血（鼻血）は、打撲による場合と高血圧などの疾患による場合があります。出血は、「キーセルバッハ部位」からの出血が多く、一般には大量出血となることは少ないとされています。若年者で特定の原因が見出せない鼻出血の多くは、キーセルバッハ部位からの出血です。40歳以上で高血圧症・動脈硬化症を伴う場合は鼻中隔よりも鼻腔側壁や鼻腔後鼻（のどの近く）出血が起こります。一日のうちに出血、止血を何回も繰り返すことが多いようです。

◆鼻出血の止血方法

①小鼻のやや上を強めにつまむ。
②綿をガーゼに包んで鼻の穴に詰める。
③鼻筋から両目の間を冷やす。
④押さえているときには下を向くように（上を向くと口の中に血液が入っていき飲み込むと気持ち悪くなります。）

【問い合わせ】
魚沼消防署湯沢分署
TEL 84・3377



鼻中隔（左右に分ける壁）の構造

ご利用ください 町の奨学金貸与と就学援助

＜奨学金貸与制度＞

経済的理由により就学が困難な学生・生徒の方に、町の予算の範囲内で奨学金を貸与する制度です。

【条件】
①湯沢町に住所を有する方の子弟であること。
②高等学校・高等専門学校・大学・大学院・専修学校または各種学校等に在学し、他の公的奨学金の給付または貸与を受けていないこと。
③世帯の前年の所得税の合計額が50万円以下であること。

【貸与額】
高等学校または専修学校の高等課程等…月額20，000円
大学・大学院・短期大学・専修学校の専門課程等…月額50，000円

【返還期間・方法】
貸与を受けた期間の2．5倍の期間で、半年賦での返還（半年毎の支払い）となります。

【貸与利息】
世帯の所得税の合計額が30万円未満の場合　→　無利子
世帯の所得税の合計額が30万円以上の場合　→　年利2%

＜就学援助制度＞

生活困難な世帯の児童・生徒の保護者の方に、義務教育に要する学費、給食費用等の一部を援助する制度です。

※奨学金貸与制度及び就学援助制度の利用を希望する場合は、3月末日までに申請書を提出してください。必要書類等詳しくは、学校教育課（TEL 84－2211）へお問い合わせください。

市町村合併情報Ⅱ



（1月27日号〝国の考え方〟の続き）

●市町村合併に伴う不安、懸念、デメリットといわれること

①地域のコミュニテー、歴史、個性、文化の喪失

住民の自治活動は市町村という行政の場だけでなく、もう少し小さい範囲の自治会のような中でも多く行われています。合併によってなくなってしまう活動は役場のイベントとしてのものはなくなっても、自治活動としての地域の伝統や文化は行政とは関係なく地域の人の力により継承されて行きます。

②中心地域と周辺地域との格差の拡大

行政の最大の理念は平等取り扱いの原則です。市町村間のサービスの格差は発生することはあっても、合併によって不利益を被ることはあり得ません。合併によるこのような懸念を払拭するために、地域対策として、支所・出張所の活用、地域審議会の設置、郵便局との連携、市町村議会議員の選挙区特例の活用などを奨励しています。

③人口規模の拡大によるきめ細かなサービス水準の維持の困難さ

市町村の人口が多くなると、住民の声が行政に届きにくくなるといわれますが、住民の意向の把握については大きな市町村でもやることは可能です。問題は地域の声を大事にするという政策課題に努力し、解決するという姿勢を持ち得るかどうかであり、合併市町村に限らず行政が解決に努力しなければならない課題です。

④面積の拡大により役場の位置が遠くなること

役場までの距離が遠くなり住民が不便になるといわれますが、一般の住民が本庁の役場に年何回行くのでしょうか。通常は住民票、戸籍等の書類を支所・出張所に取りに行くことがほとんどでしょう。面積の広がりはＩＴ革命の成果を十二分に利活用すれば住民サービスの低下にはつながることはなくなってきます。

総括

市町村合併のデメリットといわれることは総じて心配事の類が多いように見受けられます。合併によって発生するというよりは、合併に関係なく発生している行政の通常課題です。このような課題については、合併の有無にかかわらず、行政が真正面からぶつかっていく必要があります。そのような意味で、合併した市町村も合併したから全ての課題が解決したと考えるのではなく、合併後の新しいまちづくりについて不断の努力を重ねていく必要があります。合併のデメリットは解決できるが、合併のメリットは合併でしか得ることは出来ません。

●市町村合併への判断

①判断の主体

合併が地方行政上避けて通れない課題となっている今日、今後の50年の地域のあり方を決定することとなる重要性にかんがみれば、地域住民の自由闊達な議論を経て決定すべき事項です。

②判断回避の可否

市町村合併は、重要な行政決定であり、歴史に残る政治決断ですが、地方分権の推進、少子高齢化、行政課題の高度化、財政状況の厳しさ等、今日の市町村の置かれている状況等を考慮すると、市町村が合併しないということも重要な行政決定であり、意味の深い政治決断です。市町村が合併するか否かにかかわらず、その判断を避けることは出来ません。

昭和の大合併の時に、市町村合併をしない所も今までやって来られたではないかという指摘もありますが、昭和30年当時と、今では国の財政事情が大きく違っていて、右肩上がりでどんどん経済成長していた時代です。しかし、今後は過疎地域の市町村はのみならず、２００５年以降は日本全体が人口の減少が見込まれ、日本社会が今まで迎えたことのないような社会経済動態の中で我々は生活をして行

かなければならないでしょう。

また、市町村合併について一部の方の反論として「その前に高速道路や新幹線の整備を」という社会資本の整備を前提にするような意見がありますが、市町村合併は自治能力の向上のための自己改革であり、そのために前提や条件をつけるものではありません。

さらに、特定の大企業からの法人税割の税収や原子力発電所からの固定資産税の税収があり、財政力があるから現在困っていないとかの短視眼的な見方で合併論議を避けようとする向きもあります。市町村合併は今後50年を展望したまちづくりです。特定の大企業が今後50年間同じような経営状況にあるという保証はありません。原子力発電所も耐用年数があり、税収として期待できるのはせいぜい15年ぐらいではなかろうかと言われています。すべての市町村が避けて通れない課題として市町村合併を考える必要があります。

◆今後の合併問題

町民懇談会の日程

2月13日（水）
神立中央集会場（田中）

2月14日（木）
三俣地区館

2月19日（火）
神立中央会館（栄町）

2月20日（水）
原公民館

2月26日（火）
農山村総合開発センター

2月28日（木）
二居集会所

3月5日（火）
湯沢町公民館浅貝分館

※時間は、いずれも午後7時30分～9時です。

※都合によって、どの会場へ参加しても結構です。

【問い合わせ】
総務課企画振興係
TEL 84・3451



税政（1）　（平成12年度）

町名	固定資産税税率（%）	都市計画税税率（%）	入湯税（円）	個人住民税均等割（円）	
				町	県
湯沢町	1.4	（H12年度より廃止）	150	2,000	1,000
塩沢町	1.4	0.3	120	2,000	1,000
六日町	1.5	0.3	120	2,000	1,000
大和町	1.4	0.3	60	2,000	1,000

税政（2）　（平成12年度）

町名	法人住民税均等割（万円）									法人税割（%）
	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	
湯沢町	300	175	41	40	16	15	13	12	5	12.3
塩沢町	300	175	41	40	16	15	13	12	5	13.9
六日町	300	175	41	40	16	15	13	12	5	13.9
大和町	300	175	41	40	16	15	13	12	5	13.5

税政（3）　（平成11年度）

町名	普通徴収に係る税目別納期（月別）			
	町民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保健税
湯沢町	5月・8月・10月・1月	4月・7月・12月・2月	5月	6月・9月・11月・1月
塩沢町	6月・8月・10月・1月	5月・7月・12月・2月	5月	7月・8月・9月・11月・1月・3月
六日町	6月・8月・10月・12月	5月・7月・9月・11月	5月	6月・3月
大和町	6月・8月・10月・12月	5月・7月・9月・11月	4月	6月・8月・10月・12月・1月

税政 (3)

（平成 12 年度）

町名	不均一課税等の状況											
	不均一課税		課税免除					減免				
	国際観光ホテル	その他	工場誘致条例	文化財保護法	集会所公民館	公益のため直接専用	その他	生活保護	生活困窮	公衆浴場	公益のため直接専用	長が特に必要と認めたもの
湯沢町	○				○	○		○				
塩沢町		○	○		○	○	○	○			○	
六日町	○		○	○	○		○	○	○	○	○	
大和町			○		○	○			○		○	○

民生・福祉

（平成 12 年度）

町名	生活保護（級地区分）		民生（児童）委員（人）			高齢者福祉（老人ホーム）	
	3級地		民生委員	主任児童委員	計	施設数	定員（人）
	1	2					
湯沢町	○		23	2	25	1	50
塩沢町		○	43	3	46	1	60
六日町		○	60	5	65	3	170
大和町		○	27	2	29	1	100

保育所

（平成 12 年度）

町名	保育所		保育料（円）			
			3歳未満児		3歳児	
	数	定員（人）	所得税額 40,000円～140,000円未満	所得税額 140,000円～380,000円未満	所得税額 40,000円～140,000円未満	所得税額 140,000円～380,000円未満
湯沢町	5	450	35,000	45,000	26,000	29,000
塩沢町	10	795	39,000	46,000	29,400	32,400
六日町	12	1,120	37,500	48,500	29,000	30,500
大和町	7	590	40,800	46,500	31,200	33,200

国民健康保険

（平成 11 年度）

町名	賦課方法	所得割（%）	資産割（%）	均等割（円）	平等割（円）
湯沢町	税	4.40	9.20	29,500	19,500
塩沢町	税	5.30	26.00	29,000	31,000
六日町	税	5.00	25.00	29,000	30,000
大和町	税	5.45	26.00	29,000	27,500

保健・衛生

（平成 13 年度）

町名	医療施設数		ごみ処理				
	病院	診療所	分別数	生ごみ処理機購入費助成		家庭ごみの有料化	
				コンポスト	電動式	実施	方法
湯沢町		8	11	○	○	○	従量制
塩沢町		14	10	○	○	○	従量制
六日町	4	23	10		○	○	従量制
大和町	1	9	8			○	従量制

農業用免税軽油の免税証を交付します

農業用トラクター等に使用する免税軽油の購入に必要な免税証を交付しますので、ご希望の方は申請してください。

【交付日時】
3月14日（木）・15日（金）
午前9時～午後4時
（時間内においでください。）

【場所】
六日町総合庁舎
2階・第3会議室

【持参するもの】
①昨年に引き続き申請する場合
・免税軽油使用者証
（機械を買い替えた場合は機械の所有証明が必要）
・耕作面積証明書
（農業委員会が証明するもの）
・印鑑
（共同で申請する場合は全員のもの）
②初めて申請する場合
・機械の所有証明
（販売店等が証明するもの）
・耕作面積証明書
（農業委員会が証明するもの）
・印鑑
（共同で申請する場合は全員のもの）
※平成14年4月1日以降、免税軽油使用者証の交付申請（新規交付申請、更新交付申請、亡失等による再交付申請）を行う場合は、手数料の納付が必要となります。

●手数料の額
400円

●手数料の納付方法
新潟県収入証紙により納付。

【問い合わせ】
六日町財務事務所課税課
（軽油引取税担当）
TEL 72・2663



育児・介護休業法が改正されました
～4月1日から全面施行～

男女労働者が家庭と仕事を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにすることは、雇用の分野における実質的な男女の機会均等や男女共同参画社会実現のためにも重要な課題です。特に、急速に少子化が進む中で、働きながら子供を産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減することが、労働者の福祉の増進を図る上でも、経済社会の活力を維持していく上でも、今後の我が国にとって重要かつ喫緊の課題となっています。そこで、家庭と仕事の両立支援対策を充実するため、育児・介護休業法の改正法が平成13年11月9日成立、平成13年11月16日公布されました。

改正のポイントは次のとおりです。

改正後	改正前	施行日
育児・介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止	育児・介護休業の申出や取得を理由とする解雇の禁止	平成13年11月16日
育児または家族介護を行う労働者の時間外労働の制限（1ヶ月24時間、1年150時間が上限）	（新設）	平成14年4月1日
勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢を3歳未満まで引き上げ	対象となる子の年齢は1歳未満	
子の看護のため休暇制度の導入（努力義務）	（新設）	
転勤をさせる場合、労働者の育児又は家族介護の状況への配慮	（新設）	
職業家庭両立推進者の選任（努力義務）	（新設）	平成13年11月16日

【問い合わせ】 新潟労働局雇用均等室 TEL 025－234－5928

児童手当について

【2月の支払は13日です】
10月から1月までの児童手当が、2月13日（水）に振り込まれます。確認してください。

児童手当は、生活の安定と児童の健全育成・資質の向上を目的として、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

○支給対象
小学校入学前の児童を養育している人。（ただし、所得による制限があります。）

○手当月額
第1子　5，000円
第2子　5，000円
第3子以降10，000円

○支払について
申請された翌月から、支給事由が消滅した月まで支給されます。毎年2・6・10月に、それぞれの前月分までが支払われます。

○申請に必要なもの
印鑑、申請者の口座の分かる通帳等。（公務員の方は勤務先で手続をしてください。）

○次のような場合には福祉保健課窓口で手続が必要になります。
・出生等によって対象児童が増えたとき。
・受給者や対象児童の住所が変わるとき。
・離婚・死別等により対象児童を養育しなくなったとき。
・受給者の加入年金が変更になったとき。（年金の届けだけでなく、必ず福祉保健課にも届け出てください。）

【届け出・問い合わせ】
福祉保健課福祉係
TEL84・4560

湯沢児童クラブを利用してみませんか？

湯沢児童クラブでは、利用を希望している児童を募集します。平成13年度（3月まで）及び平成14年度（4月から）に利用を希望している方は申込ください。

【場　所】
楽町会館

【日　時】
平日、土曜日
：下校時～午後5時30分
春・夏・冬休み
：午前9時～午後5時30分

【対　象】
湯沢町に住所を有し、小学校に入学している概ね10歳未満の児童。

※原則として1年間を通じて利用できる児童。

※児童の送迎は、保護者の責任でお願いします。

【利用料金】
1人につき、月額7，000円
（おやつ、保険代等は実費）

【募集人数】
25名程度。（保護者の勤務状況、児童の家庭環境等を考慮の上選考します。）

【募集期間】
随時受け付けます。
（平成14年4月から利用を希望される方は、2月28日（木）までに利用申請書の提出をお願いします。）

※利用申請書は、湯沢児童クラブ、中央保育所、湯沢保育所、福祉保健課にあります。

【入所決定】
利用月前月の中旬頃には、保護者に通知します。

【問い合わせ】
福祉保健課保育係
TEL84・4560
湯沢児童クラブ
TEL090・5790・2417



1月の建設工事等入札結果　（落札額250万円以上）

番号	工事名等	契約金額（円）	請負業者
温第4号	県道湯沢温泉線温泉管仮設工事	3，927，000	㈱山井建設

平成14年度 湯沢町臨時職員登録者募集

募集職種	登録資格	勤務場所	賃金月額	その他
事　務　補　助	高卒以上の学歴を有し、平成14年4月2日時点で年齢18歳以上49歳以下	役場または町施設	143，800円（通勤費支給、期末手当なし）	【福利厚生】 厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労災保険については、法令の定めるところにより加入します。 【雇用期間】 5ヶ月以内。ただし、必要に応じて、1ヶ月離職した後5ヶ月以内の範囲で延長する場合もあります。（1日の勤務時間が少ない学童保育、特殊学級介助員については取り扱いが異なります。） 【応募方法】 市販の履歴書に所要事項を記入し、登録に必要な資格証、免許証の写しを添付のうえ、役場総務課に提出してください。なお、再登録の方については履歴書の写真及び資格証、免許証の写しは不要です。 【募集期間】 4月から採用を希望する方は、2月28日（木）までにお申し込みください。それ以外の方は、随時受け付けます。
保育士	保育士資格または幼稚園教諭免許を有し、平成14年4月2日時点で年齢49歳以下	町立保育所	154，800円～（通勤費支給、期末手当なし）	
給食調理員	栄養士の資格または調理師免許を有し、平成14年4月2日時点で年齢18歳以上59歳以下	町立保育所	148，700円～（通勤費支給、期末手当なし）	
保健業務補助及びケアマネージャー	保健婦、助産婦、（准）看護婦いずれかの免許（ケアマネージャーはケアマネージャーの資格）を有し、平成14年4月2日時点で年齢49歳以下	保健センター	161，000円～（通勤費支給、期末手当なし）	
学童保育（放課後児童指導員）	保育士資格又は教員資格等を有し、平成14年4月2日時点で年齢59歳以下	湯沢児童クラブ（楽町会館　内）	133，400円～（通勤費支給、期末手当なし）	
特殊学級介助員及び補助教員	教員資格等（介助員については保育士資格でも可）を有し、平成14年4月2日時点で年齢59歳以下	町内小中学校	161，000円～（通勤費支給、期末手当なし）	

【問い合わせ】
総務課人事給与係　TEL 84－3451
※登録者が多数あった場合等、登録いただいても採用できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
※保健業務補助の職種では、検診・相談・訪問等の補助をしていただきます。

けんこつ体操教室の日程変更

下湯沢公民館の日程を
2月20日（水）から2月21日（木）
へ変更します。

【問い合わせ】
介護支援センター　TEL 84・3000

音声訳の会「たんぽぽ」ボランティア募集！

音声訳の会「たんぽぽ」では、目の不自由な方々に、町の情報提供として、広報ゆざわや社協湯沢などを朗読したカセットテープをお届けしています。このカセットテープをダビングしたり、配達するボランティアを募集します。興味のある方は、ご連絡ください。

【連絡先】
音声訳の会「たんぽぽ」
樋口　順子
TEL 84・2334



多重債務110番

多額の借金や住宅ローンの返済でお困りの方の相談を、新潟県司法書士会会員が電話で相談を受け、法律的なアドバイスをします。この機会にご相談ください。

【相談日時・電話番号】
2月17日（日）
午前10時～午後4時
TEL 025・223・9211

（当日限り）
※相談は無料です。

【問い合わせ】
新潟県司法書士会事務局
TEL 025・228・1589

『予備自衛官補』募集！

予備自衛官補とは、試験等により採用し、所定の教育訓練終了後、予備自衛官として任用する制度です。

【採用区分】
・一般
・技能（医療・語学・車両整備等の専門技術者の採用）

【採用対象】
自衛官未経験者

【採用年齢】
・一般
18歳以上34歳未満
・技能
18歳以上で保有する技能に応じ53～55歳未満

【受付期間】
4月12日（金）まで

【試験期日】
4月13日・14日・15日

【試験種目】
筆記、面接、適性、身体検査

【問い合わせ】
防衛庁・自衛隊新潟地方連絡部長岡出張所
TEL 0258・33・0256

平成14年度中央公園施設臨時職員・夜間管理人募集

【募集人員】
臨時職員　1名
夜間管理人　2名

【応募資格】
臨時職員
…年齢60歳未満で木や花に関心のある方
夜間管理人
…年齢70歳未満で接客マナーの良い方

【勤務時間】
臨時職員
…午前8時30分～午後5時15分
夜間管理人
…午後5時～10時

【応募方法】
2月17日（日）までに電話にて申し込みください。

【面接】
2月18日（月）
（写真を貼付した履歴書を持参してください。）

【応募・問い合わせ】
（財）湯沢町都市施設公社
（湯沢カルチャーセンター内）
TEL 84・1511

痴呆性高齢者の「集い」の支援者養成講座参加者募集

社会福祉協議会では、痴呆症状等で外出の機会が少なく、家に引きこもりがちな高齢者を対象とした「集い」を実施しています。この集いにご協力いただける方のための講座を開催します。

【日時】
2月26日（火）、28日（木）
午後1時～3時30分

【会場】
総合福祉センター

【内容】
医師及び経験者のお話とグループ別の話し合い

【申込締切】
2月20日（水）まで

【申込・問い合わせ】
湯沢町社会福祉協議会
（総合福祉センター　内）
TEL 84・4111

ほくほく線開業5周年記念 児童絵画コンクール

【参加対象】
沿線協議会を構成する市町村の小学生

【作品テーマ】
「僕の、私の夢の電車」
こんな電車に乗ってみたい、こんな電車があればいいな…など、乗ってみたい夢の電車を描いてください。

【応募方法】
サイズ、画材は問いません。応募は1人1点とし、作品の裏面には住所、氏名、電話番号、学校名と学年、画題を記入して送ってください。(作品は返却しません。)

【応募期間】
3月20日(水)まで

【表彰】
ほくほく賞、はくたか賞、優秀賞(それぞれに賞状と副賞を贈呈)

【作品展示】
・期間
4月20日(土)～26日(金)
・会場
ショッピングセンター「ラ・ラ」(六日町駅前)

【主催】
北越急行株式会社

【送り先・問い合わせ】
〒949-6633
六日町大字六日町2902-1
北越急行㈱総務課
TEL70・2820

ふたりのビッグショー観覧者募集

【日時】
3月5日(火)
開場　午後5時30分
開演　午後6時15分

【会場】
六日町文化会館

【出演者】
加山　雄三
布施　明

【観覧申込】
官製往復はがきの往信用裏面と返信用表面に郵便番号、住所、氏名(往信用裏面には電話番号も)を明記して、2月18日(月)までに申し込みください。(必着)

【主催】
NHK新潟放送局、六日町、㈶六日町文化スポーツ振興公社

【申込・問い合わせ】
〒949-6623
六日町大字六日町865
六日町文化会館
「ふたりのビッグショー」係
TEL73・5500

飼い主さんへ…道路、田畑は「犬のトイレ」ではありません

飼育者のマナーの悪さから多くの町民から苦情の電話が寄せられています。
雪の上だからといって、ペットの糞や尿を屋外で済ませることのないようにしましょう。

こころの相談会のご案内

眠れない日が続く。気分が沈んで何もしたくない。行動がおかしい。(大声を出す、暴力を振るう等)思春期の問題。お年寄りの痴呆や、異常行動で困っている。・・・・・・
こんな悩みを持っている方やその家族の方、お気軽にご相談ください。
秘密は守られます。

【日時】
2月26日(火)
午後2時～4時

【会場】
保健センター

【相談医師】
中村　秀美氏
(五日町病院医師)

※予約制ですので事前に保健センターまでご連絡ください。

【問い合わせ】
保健センター
TEL84・3149

ご結婚おめでとうございます

1月30日　藤田　昌也　さん(石白)
(中村)　沙百合さん(石白)

お誕生おめでとうございます

1月5日　平野　咲都(さくと)　さん(楽町、剛志・里英子さん)
1月6日　眞島　大河(たいが)　さん(一之町、洋暁・千花子さん)
1月9日　髙橋　礼(れい)　さん(湯元、五輪夫・麻里子さん)

ご逝去お悔やみ申し上げます

1月16日　笛田　シヅエさん(戸沢、91歳)
1月18日　佐藤　キクイさん(浅貝、90歳)
1月18日　髙橋　敏子　さん(堰場、87歳)
1月27日　樋口　昭司　さん(滝沢、73歳)
1月30日　小沢　ハナエさん(一之町、78歳)
1月31日　宮下　タカ　さん(七谷切、81歳)

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。